

「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令」等の改正の概要について

令和6年7月8日
経済産業省
貿易経済安全保障局
安全保障貿易管理課
安全保障貿易審査課

1. 改正趣旨

国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる技術の提供については、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）第25条第1項に基づき、また、貨物の輸出については、同法第48条第1項に基づき、経済産業大臣の許可を受ける義務を課しており、許可を要する具体的な技術及び貨物の種類については、外国為替令（昭和55年政令第260号）別表、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第一、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号。以下「貨物等省令」という。）において、規定している。

- （1）今般、国際的な安全保障環境が厳しさを増す中、軍事転用の防止を目的として、重要・新興技術に関連する特定の貨物及び技術を輸出管理の対象に追加する。
- （2）併せて、既存の輸出管理対象品目の仕様変更等を行う。

※令和6年7月8日（月）公布、令和6年9月8日（日）施行

- 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令（令和6年経済産業省令第44号）
- 「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正について（令和6年7月8日付け輸出注意事項2024第14号）

2. 改正概要

(1) 輸出管理対象品目の追加（上記（1）関連）

品 目	貨物等省令	
	貨物	技術
相補型金属酸化膜半導体集積回路	第6条 第1号 <u>カ</u>	(第19条 第1項第2号、第5号)
走査型電子顕微鏡 (半導体素子・集積回路の画像取得用のもの)	第6条 第17号の4	
量子計算機	第7条第6号	第20条 第1項第3号、第4号
多層 GDS II データを生成するプログラム (上記走査型顕微鏡関連技術)		第19条 第3項第7号
GAAFET 構造の集積回路等の設計・製造に必要な技術		第19条 第3項第8号

(2) 既存品目の仕様等の見直し（上記（2）関連）

半導体製造装置（23品目）に関する関係国の最新の輸出管理動向なども総合的に勘案し、レベルプレイングフィールドを確保する観点から、対象となる装置の閾値等の見直しを行う（貨物等省令第17号ヲ、レ、ラ、キ、オ、ヤ、マ）。

その他、手続等を定める以下の通達について、所要の改正を行う。

- 輸出貿易管理令の運用について
- 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
- 輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について
- 包括許可取扱要領